

令和8年度 逗子市地域公共交通計画策定業務 想定業務内容

1. 業務内容

現時点で令和8年度業務として想定しているものは、次のとおりとする。なお、細部については、今後変更となる場合がある。

(1) 目標達成のために必要となる施策事業の具体的検討

目標達成のために必要となる施策事業の概要、実施主体、スケジュール等の検討を行う。内容の検討・調整に当たって必要となる庁内関係部署、交通事業者等との協議支援を行う。

また、国内外における先行する取組について事例収集・整理を行う

(2) 令和7年度業務で企画検討した調査業務の支援

(1)を行うにあたり、令和7年度業務で企画検討した調査業務を行う。その際、実証事業を行う場合は、運行委託費等は発注者の負担で行う。

(3) 計画の評価方法の設定

事業の推進体制と評価方法・評価スケジュールを設定する。

(4) 地域公共交通計画の策定支援

令和7年度の成果並びに(1)～(3)の結果をとりまとめ、図やイラスト等を用いてわかりやすく地域公共交通計画の素案を作成する。

また、パブリックコメントの結果並びに法定協議会での協議結果等を反映し、地域公共交通計画案を取りまとめる。

さらに最終的な地域公共交通計画及び同計画概要版の印刷データの作成及び印刷・製本や、印刷データのもととなる図面・イラスト・写真等の提供を行う。

(5) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施に関する公表用資料を作成する。

また、市民等から寄せられた意見に対する市の回答案について、必要に応じて助言を行う。

(6) 地域公共交通活性化協議会、部会及び市民懇談会の運営支援

地域公共交通計画の策定及び地域公共交通の活性化に向けた議論を行うため、地域公共交通活性化協議会、部会及び市民懇談会（不特定多数が参加可能な、協議会の協議内容の共有や、ワークショップ等を行うことを想定）に出席（必要に応じて補足説明）する他、会議資料及び説明資料等の作成に係る運営支援を行う。会議後については、会議結果を取りまとめ、課題点等を踏まえた調整事項及び会議概要を市に提示する。

また、必要に応じて関係者への事前説明等の支援を行う。

なお、令和8年度の会議等の開催予定は、以下のとおり。

- ① 地域公共交通活性化協議会：年3回程度
- ② 地域公共交通活性化協議会交通戦略部会：年3回程度
- ③ 地域公共交通活性化市民懇談会：年3回程度

(7) 打合せ協議（5回程度）

業務計画書作成時、成果納入時の他、会議の開催段階等に打合せ協議を実施する。

2. 成果品

- ① 業務報告書（A4ファイル形式）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部
- ② 各種調査集計・分析結果、会議記録等・・・・・・・・・・・・ 3部
- ③ 逗子市地域公共交通計画（A4版製本）・・・・・・・・・・・・ 30部
- ④ 逗子市地域公共交通計画概要版（A4版製本）・・・・・・・・ 30部
- ⑤ ①～④にかかる電子データ（CD-R等の電子媒体に格納したもの。計画に使用した
図面・イラスト・写真等も含む。）・・・・・・・・・・・・ 一式

3. 計画策定期期

令和8年12月を目途に策定

—以上—